

第3回電波利用料の見直しに 関する検討会提出資料

(株)NTTドコモ
平成25年4月22日

- (1) 「平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務」について**
- (2) 「次期電波利用料額の見直しの考え方」について**
- (3) 「その他」について**

(1)「平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務」について

<検討課題>

次期(平成26～28年度)における電波利用共益事務の内容や、その歳出規模についてどのように考えるか。

- 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用(いわゆる電波の共益費用)として位置づけられているものと認識。
- 電波利用料の使途の追加、既存の使途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、**安易に使途が追加・拡大とならないようにすることが重要。**
- 電波利用料の歳出は年々増加傾向にある。電波利用料は共益費用としての必要性はあるものの、免許人に一定の負担を課すものであり、前述した使途の精査だけではなく、既存の使途も含めて**各使途に要する費用を十分精査し歳出規模を抑制すること、その結果歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要。**

(2)「次期電波利用料額の見直しの考え方」について（1／3）

＜検討課題＞ 経済的価値の適正な反映の在り方

経済的価値を反映して計算する範囲や、算定にあたって考慮すべき事項について、受益と負担の関係も踏まえ、どのように考えるか。

- 電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、**免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要。**
- 現行算定式は、電波の経済的価値に応じて負担する課金部分(a群)と、無線局数で按分する課金部分(b群)とで構成され、携帯電話については、a群について“広域専用電波”という考え方が適用されており、前回見直し検討(※)では、「広域専用電波では、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加するほど1局あたりに換算した電波利用料に係る負担金額が減少することを通じて、**電波有効インセンティブが働くことを期待しています**」と説明。
(※)「電波利用料制度に関する専門調査検討会(平成22年度)」、「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(平成23年1月公表)」
- 広域専用電波の考え方は、免許人自らが電波を有効に活用しようとする仕組みとして有益であるが、**広域専用電波による課金が適用されている免許人に、無線局ごとに課金するb群も適用することは矛盾が発生(限られた周波数帯域の中で多くの無線局を運用し周波数を有効に活用している携帯電話システムでは、1局あたりのa群の料額は減るものの、b群の料額は増大しつづけることになる)。**
- 次期電波利用料の見直しにおいては、**広域専用電波を適用している免許人には、無線局数による課金を廃止することが適切。**

(2)「次期電波利用料額の見直しの考え方」について (2/3)

＜検討課題＞ 電波利用料の軽減措置の在り方

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。

- 電波利用料額等の制度の枠組みを検討する際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、**全ての免許人に対して公平かつ公正であることが重要。**
- 電波利用料の歳出に対して、**携帯電話事業者が納付している料額の比率は非常に高い状態。**軽減措置の在り方を検討するにあたり、無線局の位置付けや利用状況を踏まえて、現在**軽減措置を受けている無線局と受けていない無線局との間の公平性、歳出や用途に対する負担額の公平性・公正性が確保されているかを十分に検討する必要あり。**

- 上記を踏まえ、電波利用料軽減措置の在り方、特性係数については業務実行上同じ位置づけにあるものについて見直しを要望。

＜特性係数＞

ウ 国民への電波利用の普及に係る責務:1/2

放送など、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。

現状、携帯電話の人口普及率は100%を超え国民に深く普及しており、また、携帯電話事業者は人口カバー率100%のエリアを展開しており、**国民の利便性を向上に寄与。**このような状況からも**携帯電話サービスは安定的に提供することを求められ、重大故障発生時には行政指導による業務改善命令を受ける等の責務が発生。**この点で、**放送事業と携帯電話事業の間には＜ウ＞に示される公共性に実効的な差異が無いと考えられることから、上記特性係数を廃止すべき。**

(2)「次期電波利用料額の見直しの考え方」について (3/3)

＜検討課題＞ 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方
今後導入が見込まれる新たな電波利用システム等に対してどのような料額設定を行うべきか。

- 電波利用料の歳出は年々増加傾向にあり、免許人の負担が大きくなってきている。そのため、**歳出規模を抑制することにより、歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要**。仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れる状態が発生。
- 新たな電波利用システムについては、それらにより実現されるサービス、利用する周波数帯を精査し、**歳入と歳出のバランスが崩れないような、料額、配分比率の見直しが必要**。
- 「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率の設定については継続すべき。**3GHz超の利用が想定される第4世代携帯電話システム**の場合は、その周波数特性(①障害物の後ろに回り込みにくい周波数特性を有する、②電波利用技術の難易度の高さ)に加えて、他の業務と周波数を共用する可能性を考慮し、**現状と同程度(10:1)の配分比率を適用すべき**。
- M2Mシステムの様な無線局数が膨大になると想定されるサービスにおいて、周波数を有効に活用しているにも関わらず利用料が膨大となる矛盾が生じないように、**広域専用電波による電波利用料課金に統一することが適当**。

(3)「その他」について

<検討課題>

その他、電波利用料制度に関する検討課題としてどのようなものが考えられるか。

- 無線LANについて、現行制度では免許不要局となっており、また、他の利用者と周波数を共用するシステムであることから、電波利用料徴収対象外との認識。
- 無線LANは免許不要局として既に広く普及し、デザリング利用等、その利用形態も多様化している。またこの帯域は他の利用者や他の用途とも共用されており、この帯域で運用されている全ての無線局数の把握や運用主体の把握は困難であり、特定の利用者だけに電波利用料を課すことは公平性・公正性の観点からも適当ではない。したがって、従来通り、全ての無線LANに対して電波利用料の徴収は不要。
- 常時ローミング端末には電波利用料が課金されないという問題については、携帯電話端末の利用方法の多様性が著しく拡大していることについて、電波利用料制度をどのように適合させるかということが命題。
- 端末種類や免許種類の分類といった方法でローミング端末から電波利用料を徴収する対策を立案したとしても、携帯電話システムの利用形態は、今後もさらに拡大していくことが想定されることから、恒久的な解決策にならない認識。携帯電話システムに対しては、広域専用電波による電波利用料課金に統一することが適切。



NTT
docomo